

近世農民の「家」と家族

——和泉国富木村宗門改帳の分析を通して——

はじめに

近年、私たちは、女性史や社会史研究の成果によって、近世農民の家族の様相について具体的に知ることができるようになった。すなわち、概念としての「家」や体制から把握される「家」ではなく、実態としての百姓家族の様相や、農民のライフサイクルさらには育児観などである。本稿では、これらの先行研究から多くを学びながら、現代の社会問題を論じる際によく耳にする「家族の問題」や「地域の再生」などという言説について、試論を提示してみたい。筆者はすでに、社会の近代化に伴う個人の孤立化の問題を、R・N・ベラーの研究を参考にしながら公共社会として地域を捉え、地域と「家」と自己形成との関わりについて論じたことがある。ここでは、近代化によって生じた公共性の喪失以前の地域リーダーの自己形成における「家」と地域の関係について論じたが、本稿では、農民家族の諸相を捉えることにより、「公共社会」としての村落が、個々の農民の「家」とどのように関わっていたかについて考えてみたい。具体的には、農民の階層による「家」意識の相違と、個々の「家」の存続に影響する村落社会という地域からの要請について、さらには下層農民の「家」の存続についてはとりわけ地域から支持される必要がある反面、

地域としても下層農民の「家」の継承を支持する必要があるという点で「共同体社会」を構成していたことなどについて、また、血縁者のみが構成員とはならない近世の農民家族の実態についても検証していきたい。

近世社会における女性や男性のライフサイクルといえ、生まれ、成人し、主婦又は当主となり、老いて隠居する人生となろう。そして近世に一般化した小農民の家族は、夫婦と子どももしくは、その家族にその夫婦の親が同居する単婚小家族であることは今更言うまでもない。また、そこに見られる家族は、現代一般的な核家族に祖父母世代をプラスしている点で、家族の中核は現代の核家族と大きく異ならないと捉えられていると思われる。だが、現代の一般的な家族イメージとして想起されるのは、たいていの場合、夫婦が離婚などをしない限り同一の夫・妻との夫婦関係を保ち、子どもを育てていくものとなるが、この現代において一般的と捉えられている家族イメージは、近世社会では果たして一般的と言うことができるであろうか。

また、一七世紀以降にはそのような小農民が構成する家族が継承すべき「家」意識を有し始めることが指摘されている。「家」意識については、当主名の継承や「家譜」「家訓」の成立などに基づいて語られることが多い。ただ、「家譜」や「家訓」は、豪

桑 原 恵

農商層に残されることが多く、小農民において作成されることは稀であろう。小農民については、大藤修氏の研究で明らかにされているように、もっぱら当主名の継承をその手がかりとして研究されている。本稿では、二つの宗門改帳の分析をすることにより、当主名の継承とその継承に影響する村の意志について試論を提示してみたい。また、再婚や養女・養子の養育状況などを通して、近世農民の家族の再構成について、村と地域との関係を視座に入れて検討していきたい。

以下、本稿では、安政二年と安政六年に作成された宗門改帳を比較して、幕末期の畿内農村における農民家族の様相を提示しようとする。検討の対象とする宗門改帳は、筆者の所属する徳島大学総合科学部日本史研究室が所蔵している富木村山西家文書であり、地域は大阪南部の富木村（現高石市）である。富木村は、一橋家の所領で、安政二年及び安政六年の時期の村高は七四〇石八斗四升四合、家数一三四〇五軒（百姓株数は一三二〇）、人口六〇〇〇六五〇名程度の村である。研究室に所蔵されている宗門改帳は、前記の二冊のみである。富木村は、嘉永四年（一八五二）一月二十九日付の五九名の百姓と年寄二名から川口役所宛に出された願書によって、天保元年（一八三〇）頃から嘉永年間にわたって庄屋役をめぐって村内に対立が起きていることが知られる。実に二〇年以上にもわたって続いた騒動は、年寄四名が一年交替で庄屋役に就任することで嘉永六年に収束された。従って、他の多くの村の庄屋文書のように毎年の宗門改帳が山西家には伝来されておらず、安政二年と同六年に山西作左衛門が庄屋に就任した時期のものが山西家に保存され、伝来したものかと思われる。安政二年は近年話題となっている東南海地震の翌年にあたる。富木村がこの地震の津波被害をどの程度受けたのかについては、十分に知り得ないが、死者数が五十六名と村民の一割にも上ること、さ

らに四年後の安政六年の死者数の倍の数でもあることから、津波の被害にあったのではないかと考えている。ただ後述するように、ここで取り上げる家族の諸相に、どれくらい地震被害が影響していると考えられるかについては、確証をもたない。結論的に言えば、家族の様相を捉えるにあたっては、特に地震後であるという特殊な事情を大きく考慮しなくてもよいのではないかと考えている。

以下、幕末期の畿内農村における無夫・無妻家族の様相と変動、養女・養子貰い請けの状況などを取り上げることにより、近世社会における農民の「家」と「家族」の問題を考察する糸口を提示してみたい。分析の方法としては、二冊の宗門改帳の記載から、当主と持高、家族構成及び養女・養子に関する記述などを拾い出し、四年間の家族構成の変化と、養女・養子の養育状況について検討する。また、この宗門改帳では村としての家数を「百姓株」の数として捉えていたと考えられることから、百姓株の継承と「家」について、さらには実態としての家族と百姓株として記載される「家」との関係について検討していくこととする。

一、家族の流動性

1. 無夫家族・無妻家族の状況と変化

まず、無夫・無妻の家族について安政二年と安政六年の状況を持高との関係で表にまとめてみたものが表1である。さらに、安政二年の宗門改帳と六年の宗門改帳を対照させて、無妻家族に妻が迎えられている場合や、そこに一緒に帳付けされている子どもも年齢の比較などから再婚を特定し、さらに無夫家族と再婚して同居した件数を示したのが表2である。同様に無夫家族が再婚した件数を示したのが表3である。これらの数値の中で、無妻・無

夫家族が安政元年の地震被害によって出現した件数について見ておくと、無妻家族の中でこの一年の間に妻が死失した家族は五件、無妻家族で夫が死失した家族は二件、家出が一件である。従って、災害と無妻・無夫家族の出現とを安易に結びつけて考えることはできない。このことは、安政二年時の無妻家族の内二〇家族が再婚するにもかかわらず、安政六年には二六件の無妻家族が存在している事実からも伺える。無妻家族は、日常的に、階層を問わず出現する可能性の高いものであることが知られるのである。また、安政二年から六年の間に夫婦のどちらかが死亡するとのなかつたケースは、三〇家族であり、全体の二二・四%にす

表 1

石高階層	軒 数		無妻 家族		無夫 家族	
	2年	6年	2年	6年	2年	6年
0	41	45	7	8 (4)*1	14(7) *1	12 (7)
0~1.0未満	13	20	5	8 (5)*1	0	2(2)
1.0~2.0未満	16	9	6 *2	3 *3	3(2)	1 *1
2.0~3.0未満	12	7	5	0	2	1 (1)
3.0~4.0未満	11	13	2	1 (1)	3(2)	2(2)
4.0~5.0未満	8	11	1	1 (1)	1 *1	2(1) *1
5.0~10.0未満	14	11	5 *2	1	0	0
10~50未満	17	17	1	3 (1)	0	
50以上	2	2	0	1 *1	0	0
合 計	134	135	32	26	23	20

- 1) 無妻家族には、息子が当主となっている場合も含んでいる。息子を当主としている家族の数を上段の()に示した。
 2) 安政6年の無妻家族や無夫家族の数値には、子の帳付けがなされているにもかかわらず、その母や父に当たる人物についての注記がないものの数値も含んでいる。その数値は、各欄の下段の()に示した。
 3) 無妻・無夫家族が親兄弟などの親族と同居しているケースの数値は、下段に*を付して示した。

まず、表で目を引くのは無妻家族の再婚率の高さである。それらに比べて無夫家族は再婚率が低い。また、無妻家族は石高階層のどの階層にも存在しているが、無夫家族は特に五石未満さらには、無高に集中的に存在しているのが特徴である。また、無妻家族で明らかに無夫家族と再婚したことが明白なケースは、再婚件数の三分の一の数値に上る。この数値は、帳面に肩書きや注付けの形で示されているものと、二つの宗門改帳を比較して明らかにこの四年間に出生したとは考えられない子が帳付けされているケースなどから割り出したものである。実際にはもっと件数

あれ、表に基づいて注目される事柄を確認しておこう。また、表で目を引くのは無妻家族の再婚率の高さである。それらに比べて無夫家族は再婚率が低い。また、無妻家族は石高階層のどの階層にも存在しているが、無夫家族は特に五石未満さらには、無高に集中的に存在しているのが特徴である。また、無妻家族で明らかに無夫家族と再婚したことが明白なケースは、再婚件数の三分の一の数値に上る。この数値は、帳面に肩書きや注付けの形で示されているものと、二つの宗門改帳を比較して明らかにこの四年間に出生したとは考えられない子が帳付けされているケースなどから割り出したものである。実際にはもっと件数

表 2 2年の無妻家族の再婚数

石 高	無妻家族数	再婚数	母子家族との再婚数
0	7	4	
0~1.0未満	5	4	2
1.0~2.0未満	6	3	
2.0~3.0未満	5	4	2
3.0~4.0未満	2	1	1
4.0~5.0未満	1		
5.0~10.0未満	5	4	1
10~50未満	1		
50以上	0		
合 計	32	20	7

*母子家族との再婚数は、再婚数の内数。

表 3 2年無夫家族の再婚数

石 高	無夫家族数	再婚数
0	14	2
0~1.0未満	0	
1.0~2.0未満	3	
2.0~3.0未満	2	1
3.0~4.0未満	3	
4.0~5.0未満	1	
5.0~10.0未満	0	
10~50未満	0	
50以上	0	
合 計	23	3

が多くなる可能性が高い。また、再婚している女性に関しても、今回の特定の仕方では子を有していない場合には、再婚か初婚かを特定できないので、すでに論じられているとおり、無妻家族の再婚相手の女性も再婚である率は高くなると考えられる。事実、安政二年に前年に夫と息子を亡くした「いと」は、その後、近隣に縁付いていったことが明記され、安政二年には、亡き夫岩松の百姓株を相続していたのが六年にはいなくなるることによって、百姓株を一株休株とすることが奥書に記されている。この百姓株に関しては節をあらためて検討しようと考えているので、ここではこれ以上には触れないこととする。

ともかく、岩松の妻いとのケースのように、再婚した際に単身者であっても以前に夫と子がいたケースも考慮できる。すなわち、再婚者同士の婚姻件数は、事例としてはここで捉えた数値よりも多いのではないかと推測される。

女性の再婚の問題については、もう一つのケースを取り上げて次節につながる問題点を提示したい。それは、無妻家族として帳付けされている武右衛門と安政六年時点で十歳となる利三郎を当主とし、利三郎の母やすと妹二名との実質的な無妻家族との関係である。武右衛門は安政二年には七十五歳になる父を当主とし、三十四歳の武右衛門との二人家族であった。ところが、安政六年には父の武右衛門から代替わりして息子の藤蔵が武右衛門を名乗って当主となっている。そして、妻の記載がないにもかかわらず、四歳と二歳の娘と同居する三名の無妻家族を構成しているのである。これにはおそらく領主からの質問と思われる「この娘の母は誰であるか」と記した付箋が付けられ、それに答えるように「村方利三郎同居母やすと申者に御座候所、武右衛門と内縁掛り合有之出生」という付箋がその上に付けられている。さらに、その上に付箋が付されて、次のような記述がある。

いし母儀、村方利三郎やすと申す者二御座候処、右武右衛門方へ嫁き候へ共、利三郎儀幼年二候へ者、未婚姻のひろめ無御座、家内江相加へ不申候二付、母有て無躰二御座候

このことから、実際には武右衛門と利三郎の母やすとは、再婚して一つの家族を構成していたと考えられる。しかし、利三郎家の当主はまだ幼い十歳であるために、武右衛門との婚姻の披露目を行っていないというのである。つまり、実際には一つの家族として生活していたということであろう。そして、ここで注目されるのは、実態である「内縁」等の状況よりも、村への「披露目」の有無に宗門改帳の記載様式が準拠しているという事実である。では、なぜ、披露目をしなかったのだろうか。また村として、それを理由に利三郎家と武右衛門家を分けて二つの「家」として帳付けすることにどのような意味があるのだろうか。そのことを考察するために、百姓株の問題を検討しなければならない。

2. 「百姓株」の存在と「家」

改めて言うまでもなく、近世に生きた人々にとって「家」存続の意識は強かったと思われる。筆者はすでに、大庄屋の家に生まれた中（降井）盛彬の自己形成にとつて、地域のリーダーとしての「家」の役割を、地域の歴史を語る中で再認識することが大きな意味を持っていたことを明らかにした。私がこれまで研究対象としてきたのは、持ち高も多く、「家」としての歴史や由緒、さらには地域の中で果たす役割の重要性が高い「家」の当主の意識を論じてきた。思想史という分野からすれば、ある程度の階層以上の家に生まれ、もしくは育った人自身が書き残した史料から彼らの意識を探るという方法をとっていたこともその理由であった。一方、すでに大藤修氏が明らかにされているように、小前層

においても当主名と印鑑の継承という事実から、「家」の継承がなされている事実を知ることができる。当主名の継承は、今回分析の対象とした二冊の宗門改帳でも一見して明らかと思えるほどに確認できる。また、近世社会にあつては、税の負担は「家」を単位としてなされており、村役や郡中割なども、高割りと軒割りが併用されていた。近世社会における「家」は、「家族」というプライベートな、人の再生産の単位であると同時に、村社会という公的な場での種々の負担を担う単位でもあつた。「家」存続の意識は、私的な個人の「家」の継承であると同時に、村において種々の負担を担う「家」の継承でもあつた。その意味においては、「家」存続の問題は、単に個人のレベルの問題ではなく、村中においても意味のある事柄であつた。この点が、現代の「家」や「家族」の問題とは大きく異なつていると言えよう。

前述した武右衛門と利三郎家の場合、実際には利三郎家は武右衛門の借家に住んでおり、すでに触れた「付箋」にも、母やすは「武右衛門方へ嫁き」とあるように、一つの家族としての生活をしてきた。利三郎の幼少を理由に披露目をしなかつたのは、無高であつても「家」を継承しようとする、利三郎家の「家」意識のあらわれであると言ふこともできよう。ただ、この利三郎家の「家」存続の意志に関して、筆者は前述したような結論を導くことに多少の疑問を抱いている。それは、この宗門改帳の奥書に記載された百姓株に関する文言と関わる。そこで、二冊の宗門改帳の奥書に書かれた百姓株に関する記載部分を提示してみよう。

【安政二年】

百姓新兵衛去々丑十一月晦日家出仕候段、同十二月廿五日御届奉申上、去寅六月廿七日迄百八十八日限尋被仰付候二付、心当之所々相尋候へ共行衛相知不申候段、翌廿八日御届奉申上、同日

除帳被仰付申候。

新兵衛同居母よね去寅正月十日家出仕候段、同二月十一日御届奉申上、同閏七月十二日迄百八十八日限尋被仰付、心当之所々相尋候へ共行衛相知不申候段、翌十三日御届奉申上、同日除帳被仰付申候。新兵衛家名休株二相成申候。

百姓庄蔵去寅御改後死失仕、娘うの幼年二付村方親類太兵衛方江同居為致、庄蔵名跡当分休株

【安政六年】

百姓岩松跡いと儀同州同郡高石北村利兵衛方へ縁付二罷越候、当分名跡休株二相成申候

表 4

安政六年時に消失	石高	安政六年時に出現	石高
もと	0.217	久五郎	5.849
いと	0	勘兵衛	3.463
清兵衛	0	甚蔵	3.590
音三郎	0	周助	1.249
きよ	0	嘉蔵	0.956
木代松	0	宇之助	0
		平蔵	0

右の史料の傍線部分に注目すると、安政二年には百姓株の休株が二株、安政六年には一株であるので、それ以外の百姓株には変動がなかつたかのように読める。また、安政二年時の休株と安政六年時の休株の名跡には違いがあるので、安政二年時の休株は再興されたのかとも理解される。しかし、実態はそうではない。安政六年時に消失する家と安政六年時に出現する家を表にしてみると表4のようになる。表4からも明らかのように、安政二年時にはなかつた当

主名で安政六年に出現する家は、七軒ある。その中に、安政二年に休株と記された新兵衛や庄蔵の名はない。さらにいえば、庄蔵の娘は親類太兵衛方で同居のままである。逆に安政二年時に記載があり、六年時に記載がなくなる家は、六軒である。その内の一つは奥書にある夫岩松を亡くしたいとである。また、同時に注目されるのが、この村の家数である。家数は、二つの宗門改帳とも、休株を足せば一三六軒となるようになっていいる。さらに、当然と言えは当然ではあるが、明らかに消失する家は無高層で、新たに出現する家は高持ちである。そして、出現した家については個別の家の記載の後に、「百姓株相立申候」という記載があるのみであり、その百姓株が誰の「休株」であったのかについては全く触れられない。これらのことから推察すると、この富木村の百姓株は一三六株として認知されており、家数をこの数値に近づけておくことが求められたのではないだろうか。すでに触れた、藪田貫氏の研究にも明らかのように、郡中割りでは高割りと軒割りが併用されることから、個別の村の家数に変動があると煩雑となるのではないかと考えられる。すなわち、宗門改帳などの公的な文書で「家」と記される場合には、実態としての家族を反映させずに家数を調整していくことが行われていたのではないかと推測できる。

ここで先ほど取り上げた利三郎家の場合に戻って検討すれば、利三郎家も無高であるので、強いて存続させないという道も選択できるはずである。そこで利三郎家を存続しておいた理由としての「披露目」が済んでいないという事実をどのように理解するかが論点となると思われる。もしも利三郎家の存続を利三郎家自身の意志であったと解釈すれば、それは、利三郎の母やすの意志であるだろう。とすれば、やすは武右衛門と婚姻をすることが利三郎家の

存続の危機になるはずである。いくら利三郎家を嗣ぐ者が存在しているといつてもやはり幼少では一軒前として扱われることはなく、存続は困難となる。そこで、筆者は百姓株の調整としての利三郎家の存続が村から要請されていたのではないかと推測する。逆に、高持の農民が、分家によって次・三男を独立させたいと希望したとしても、村としての百姓株数に休株がなければ、独立は困難であったのではなからうか。以上は、大胆な推論ではないので、もっと多くのデータに基づいた検証が必要であることは論を待たない。ただ、筆者がこの二つの宗門改帳を検討して感じた「家」意識について以下のことは指摘できるのではないかと
思われる。

当主名の継承がこの富木村のケースのように、百姓株との関連を深く有しているとすれば、その継承によって知られる「家」存続の意識は、「家」の成員の意志のみでは決定しえず、その「家」が生活する地域としての「村」の意志や要請にも大きく左右されるのではないかと。そして、そのように考えれば、宗門改帳のような「公」的文書に見る「家族」と実態としての「家族」に、ずれのあるケースが存在するのではないかと。そしてそれは、高持層よりも無高層に多いのではないかと、ということである。その根拠として表1の注2に注目したい。すなわち、表1の下端の()内の数値は、無夫・無妻家族において、父・母の記載がなく、子どもが帳付けされているケースである。無妻家族の場合の一二例の内、九例は、一石未満に集中している。無夫家族では一例しか存在しない。このことは、前述の武右衛門のようなケースが、無高層において多く存在している可能性を示していると考えられる。武右衛門は、七石程度の高持ちであるので、無高ではないが、利三郎家は無高であった。つまり、無高層の当主名の継承は、富木村の場合、個人の意志よりも、百姓株数の調整という、村の意志

が大きく影響すると言えるのではないであろうか。翻つていえば、村の意志が強制力として作用しなければ、当主名の継承に積極的にはならない階層が無高や零細の農民層であったと考えられよう。そして、富木村における一石未満の農民数が安政二年時に五四件、安政六年時には六五件も存在し、村の百姓株数の半数に近い数値であるという事実は、注目に値する。すなわち、下層農民の「家」の存続は、村の百姓株数に直結しているということができるのである。

とはいえ、近世農民の半数ではこれまでも指摘されてきた「家」意識が成立し、「家」の存続と継承を望む意識も強かったことは否定できない。そして、残る半数にあたる下層農民においても、可能であれば彼らの「家」の存続を望んでもいたであろう。その点は次に養子相続を検討する際に触れたいと思う。次章では、これまで見てきた「家」意識の相違が、子どもの養育にどのように反映しているかについて検討してみたい。その際、養女・養子を養育する階層と養女・養子を出す農民階層に注目したい。

二、養女・養子と「家」・育児の意識

1. 養女・養子の状況と「家」意識

二冊の宗門改帳から養女・養子貰い請けなどについて、表にまとめてみたのが表5である。ここで、養女・養子が当主であるケースとは、同居の父母に「養父」もしくは「養母」との肩書きがあったケースである。養女貰い請け・養子貰い請けの件数については、この年に貰い請けた件数のみではなく、養女・養子を成員に含んでいる家族の数である。従つて、同一の家族が二年にも六年にも計上されている。養女を養育する家族は、無高層にも一〇石以上の階層にも存在している。一方、養子を養育する件数は、少

表5

石 高	養女当主		養子当主		養女貰受		養子貰受		養女出		養子出	
	2年	6年	2年	6年	2年	6年	2年	6年	2年	6年	2年	6年
0	0	0	1	2	4 (2*)	4	3 (1*)	2 (1*)	1	0	0	0
0~1.0	1	0	0	1	0	1**	1	1*	0	0	0	0
1.0~2.0	0	0	1	0	0	1**	0	0	0	0	0	0
2.0~3.0	0	0	0	0	2 (1*)	1	3	1	1**	0	0	0
3.0~4.0	0	0	2	1	1	2	2(1*)	1*	0	0	0	0
4.0~5.0	0	0	0	0	1	0	0	2(1*)	0	0	0	0
5.0~10.0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	0
10~50	0	0	1	1	3	1**	1	1*	0	0	0	1
50以上	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
合計	1	0	6	7	12	12	10	9	2	1	1	1

* 1の()内の数字は、養女・養子が奉公稼ぎに出ている件数。
 * 2は、2年に養女に出したが、6年には実家に戻っているケース。
 * 3は、縁類と表示され、養女とはなっていないが、同居して養育されているケース。
 * 4は、養女先から縁づいたケース。
 * 5は、婿養子の件数。

数ながら全階層に見られるが、養女を養育する件数と比較すると、石高の大きい農民よりは、無高の農民に多く見られる傾向が認められる。また、養子に出す家は、婿養子に出す家のみであり、石高五石以上の階層にしか見られない。

さらに、養子が当主となるケースについては、全ての階層に認められる一方、養女が当主となるケースはほとんどない。安政二年時に一件だけ存在している養女が当主となっているケースは、その前年に養母・養祖母・妹が死失し、養父も家出をしていたため、一人残されたものが当主となっているケースで、安政六年時には、もとはこの村には居住していない。また、養子貰い受けのケースについて個別の状況にまで踏み込んで検討したときには、以下のことを考慮しておく必要がある。まず、二年時の石高十、五十石層で養子を養育している吉郎兵衛家は、十七歳の養子惣治郎と四歳と二歳の弟がおり、六年にはさらに弟が誕生していると同時に養子惣次郎自身は、家出して除帳となっている。同じ石高階層で六年時に養子を貰い受けている伊左衛門のケースは、安政二年時には六十歳になる伊左衛門には二十六歳の娘りせがおり、さらに十一歳の倅もいるが、安政六年には三十歳の養子栄治郎を迎えており、何故か娘りせの記載がなくなっている。この状況から推測すると、この養子栄治郎はりせの婿養子として迎えられたが、りせが四年間に死失したなどの理由で栄治郎のみが養子として同居することになったと考えられる。十一歳の倅では当主としては幼少であることから迎えた婿養子が実態なのではないかと思われる。また、安政六年時に四、五石層で婿養子ではない養子を迎えている左右衛門のケースは、安政二年時には石高が二、六石で、母と妹、そして九歳の養子を養育している家族構成であったが、六年には持高を四、九石ほどに増やし、さらに妻と五歳になる倅も帳付けされている。このケースは、安政二年時には養子と養父との無妻家族として存在していたが、安政六年までに無妻家族との再婚をしたケースと捉えられる。

以上のことから、石高の多い階層が貰い受けた養子は、婿養子がそのほとんどで、「家」の継承者となる男子がいる家族では養

子を養育することはほとんどなかったと言える。しかし一方、三石未満の階層では、息子がいても養子を養育し、その養子が村内や村外に奉公に出ているケースや、養子を養育している無妻家族と無夫で息子を養育している家族との再婚によって、息子が複数となり養子も養育しているケースが多い。このような息子が複数となるような再婚のケースは石高の高い階層には一件のみしか見られないが、石高の低い階層では件数が多くなる。石高の低い層ほど元々の軒数が多いので、単純に結論を導くことは危険ではあるが、石高の低い階層では、当主名の継承者となりうる、しかも血のつながりのない息子が複数になることに抵抗が少なく、石高が大きくなる階層ではそのようなケースを避けようとする傾向を認めることができると言えるのではないだろうか。このことは、前章で検討した「家」意識の問題とも関わりと思われる。

さて、養女・養子の状況について、さらに注目すべきことがある。それは養女はどの階層にも見られ、まれなケースとはいえ、上層の農民に養女となった娘が他家へ縁づいているケースもある一方、下層農民では奉公稼ぎに出ている養女・養子の存在が確認できることである。一般に家族の成員が一年季の奉公稼ぎに出ているケースは下層農民には多く見受けられ、実子・養女・養子の全てに見られる。これらのことから四石未満層における養女・養子は、実子と同様に将来一年季奉公に出る給金を稼ぐ家族として養育されているという側面もあると言える。このことは、農民の子育て観にも関係する点であるので次節でさらに検討することとしたい。

さて、この村の奉公稼ぎの状況についてまとめてみたのが表6である。この表に示した奉公稼ぎは、ほぼ全てが一年季で、奉公人を雇っている側が何年間か奉公人を雇っていても、その奉公人は、雇い替えているケースがほとんどである。表6をみれば、石

表6

石 高	安 政 2 年		安 政 6 年	
	奉公出	奉公雇	奉公出	奉公雇
0	8(7) 村外1(1)		18(13)	
0~1.0	2(2)		6(6)	
1.0~2.0	5(3)		1(1)	
2.0~3.0	1(1)		1(1)	
3.0~4.0	2(1)			1(1) 村外1(1)
4.0~5.0		1(1)		
5.0~10.0		3(3) 村外2(1)		2(2)
10~50	1(1)	10(5) 村外1(1)		20(13)
50以上		5(3) 村外1(1)		5(2)
合 計	19(15) 村外1(1)	19(12) 村外4(3)	26(21)	28(18) 村外1(1)

*数字は村内で奉公に出ている、もしくは村内から雇っている人数。(内は軒数)
下段の村外は、村外に奉公に出るか、村外から雇っている人数と軒数。

高の四石以上と未滿とで奉公人を析出する家と奉公人を雇い入れる家が分かれている状況を確認できる。唯一例外的な安政二年時に十石以上の持ち高を持ち、奉公人を出している久之助家は、安政六年時には〇・九二九石に没落するので、すでに安政二時点には没落し始めていたと考えられる。奉公に出ている人数と雇われている人数の数値が合わないのは、付箋や注記の記述を頼りにまとめていることから、付箋の脱落などが原因である可能性と、長年奉公人が雇いいられている可能性からと考えられる。

この村では、他村への下男・下女奉公は安政二年には一件あるが、安政六年には〇件となり、奉公稼ぎは村内で済まされる状況となっている。逆に、村外からの雇い入れは、安政二年では四名(奥書きでは六名とあるが、確認できたのは四名)、安政六年では一名となっている。下男・下女を雇う家においても、四年間を通じて同一人を下男・下女として雇っているケースは見つからな

かった。奉公人を雇う家は、一年ごとに下男・下女を雇い直しているのである。

以上のことから、下男・下女奉公の給金は不安定な収入と言えようが、この村の下層農民の生活の維持のためにはかなり機能していたとすることができる。この点は、前章で見た百姓株の維持と深く関わっているように思う。特に、安政二年から安政六年への奉公人の変化で注目されるのは、安政六年では、奉公人を雇う家が村内からの雇い入れを多くしているという事実である。無高・零細の農民にとっては、家の存続のための収入としては、賃労働収入は必要不可欠であったはずであり、その中でも一年季の奉公人の給金は一家の収入として大きかったはずである。その奉公先を村内の上層農民が提供する形をとることで、百姓株を維持できる「独立」した農民の「家」の数を維持しているのがこの村の安政六年の状況であったと考えることができる。

上記のような「相互扶助」とも言える現象は、換言すれば、上層農民にとっては下層農民の村からの流出を防ぎ村の百姓株数を維持する意味があり、下層農民にとっては、「独立」した農民として「家」を維持できるという意味を有することになる。ただ、前章でも述べたとおり、そのような下層農民の当主名の継承は不安定な側面が強く、家族自身の意志よりは村の意志が大きく影響したと想像できる。

無高・零細の農民においては、「家」を継承するという意志は、当然ながら財産の継承としては意識されにくい。勢い当主名の継承がその中心となるが、当主名にしても百姓株数の維持という村の意志が大きく影響していると考えれば、家の継承者としての男子は財産の継承者よりは、百姓株の維持者という村の中での農民の立場として意味を持つことになる。つまり、村を離れても継承していくべき「家」というプライベートなレベルでの「家」意識

はそこには成立しがたい。無高や零細の農民自身にも「家」を維持・継承しようとする意識が働いていたであろうことは、養子当主の存在がこれらの層にも見られることから推測されるが、しかし、村内での彼らの立場の不安定さはすでに述べたようなものでもあり、彼ら自身の「家」継承の意志以上に村から継承を支持される「家」である必要が求められた。そして、そのような村の意志は、彼ら無高・零細の農民達には永続的に強く働き続けるわけではなかった。

2. 子育ての意識

すでに教育学や女性史の観点からも近世農民の出産調整が単なる経済的な理由ではなく、積極的に育児を望む意識からであることが指摘されている。そのような研究は多くは墮胎や間引きなどの出産調整について、十分な養育を施そうとする意識から起きていることであると説かれていたことが多い。しかし、今回筆者が分析したこの二つの宗門改帳では、養女・養子を養っている農民が多く存在している事実、しかも無高であっても養女・養子を養っている事実を知ることができた。しかも子のない家族が養女・養子を養育しているとは限らなかった。これは、少人数で手をかけた育児を目指しているとされる農民の育児意識とは逆の現象のように思われる。そこでこの点について、最後に検討しておく。

すでに表5でも見たように、養女は無高から上層の農民まで見られるが、養子に関しては、上層では婿養子などの跡継ぎとしての養子がほとんどであるのに対し、無高や零細農民では跡継ぎと明確には特定できないような養子、つまり、他に年齢の余り違わない男子がいても養子を養っているケースが見受けられた。そこで、子育てに関しては、農民の階層によって考察する必要

があるように思われる。

まず、上層農民にあつては、プライベートでは財産の継承となりがしかの由緒をもつ「家」の継承が求められる。また、そのような上層農民は村にとつても村の自治の主力となっている可能性が高いので、村としても存続が求められる。したがって、そのような家においては、家に誕生した男子を家の継承者として育てることが課題となつてこよう。筆者がこれまでに明らかにしてきた中盛彬や中瑞雲齋の自己に対する使命感の背後には、「家」の継承者として育てられた二人に対する、「家」の期待を知ることができる。「家」が個人のレベルにおいても、村や地域のレベルにおいても継承され続けるべき家と認識されている家族にとつては、「家」の継承者である男子には、多くの手をかけて十分な教育を施す必要が生じてこよう。¹⁰⁾

しかし一方、個人のレベルでの継承すべき財産を持たず、村においても何の地位も有してはいない農民層にあつては、その家の存続と継承は富木村のケースでは、村としては百姓株の維持という意味しか持たない。個人のレベルでは、継ぐべき財産も社会的地位もない「家」を継承する必要があると、強く認識されていたと言えるかは疑問である。従つて、育児にあつても「家」の継承者を教育するという認識は余り働かず、家族を維持する生活のみにその主眼が向けられることになるのではなからうか。そのように考えれば、無高層に多い養女・養子の養育件数も納得できるように思う。経済的に生活が困難と考えられる家であつても養育に関しての特別な手間を必要としなければ、子ども数が増えることを厭うことはなかつたと言えるであろう。ただし、これは畿内農村の事例であり、商業的農業の展開も、大坂を中心とした市場の展開もあつて、賃労働収入なども期待できる地域であることが大きな要因となつていることも考慮に入れなければならないが。

また、養女はどの階層にも見られることも注目値する。これは、女子に対しては、家の継承者としての期待を抱かない男性優位の意識によるのではあるが、家の継承者が複数となることを避けようとする意志が働かなければ、子どもの数が増えることを厭うことはなく、行き場のない子を養育していこうとする意志が全階層の農民に見受けられることを示している。

そして、これらのことと前節で見た村内の奉公稼ぎの状況とを合わせて考慮すれば、村内で、上層農民にあつては男子は少数、できれば一人を「家」の継承者として教育する子育てがなされ、そのような教育を期待しない階層では多くの子どもを同時に育てる子育てがなされることと村としての農業労働力の維持が図られていたと推測することができる。そして、そのような農業労働力を提供する子育てをしている階層の家計の維持について、村内の上層農民の階層が、下層農民の家族を奉公人として雇い入れることで「家」の存続を支える仕組みになっているのである。

すなわち、下男・下女奉公人を提供していく階層の家族と、下男・下女奉公人を雇い入れる階層の家族にあつてはその子育ての意識には大きな相違が見られるに違いないことである。エミールが提唱した子どもの発達を保証する育児観は日本においては明治以降に定着して、それが母親の育児に対する責任として展開していったことが沢山美香子氏によって明らかにされているが、近世社会においては、村という地域において必要とされる人材の養育を担う「家」には階層差があり、地域のリーダーを育てる家には、そのような教育が「家」として施され、一方、地域を維持する労働力を提供する家には、労働力を提供する子育てがなされていた。それは特に手をかけて教育する必要のない子育てであり、健康で下男・下女としての労働が可能で人材を養育することであった。そして、そのような下層農民の家の家計を助ける機

能として村内奉公が機能していたのである。

3. 「再生する家族」と地域社会

最後に、家族の様相について取り上げておきたい。始めにでも触れたように、現代は医療の進歩などによって、出産によって死ぬ女性が少なくなり、子育て期間中に夫や妻と死別する家族は稀になっている。しかし、今回分析対象とした近世の農村では無妻・無夫家族数は両者を併せると、表2・表3に明らかのように五五件となり、全百姓株数の四一%にのぼる。そして、その中で、無妻家族の再婚率は、六二・五%となる。しかも明らかに確認された母子家族との再婚はその内の三五%となる。これらに養女や養子貰い受けの件数も考慮すれば、血縁的なつながりを持たない親子関係を有している家族数は、その両方が相当する家族の存在を差し引いても全百姓株数の半数を超える。

つまり、近世の農民は石高階層の低さ高さに関わらず、実父母が実子を育て上げることのできるケースが少なく、父母のどちらかの死亡、とりわけ母の死亡が多いようだが、による新たな家族の再構成をしながら生活しているのである。このような家族の流動性ともいべき状況は、個別の「家」で完結しない子育てや家族の再生の様相を想像させる。前近代の地域共同体が、個人のプライベートな面まで介入する側面を持つことは、近代的主体的な個人の形成にマイナス要因であると論じられてきたが、近年では地域のつながりの弱体化が子どもたちの問題を含む様々な社会問題の要因として語られるようになってきた。しかし筆者は、問題とすべき現代の論調として、子どもや教育論議で問題とされる事柄の原因を、地域の崩壊に求めると同時に、子育てをする家族それぞれにもその責任を強く求めすぎる傾向にも見るべきではないかと思っている。子育てにとって理想的とされる家族の様相につい

ての固定的な観念が、却って人間の自己形成にマイナスに作用しているようにも感じられるのである。そのことは、すでに触れた沢山氏が指摘している近代的母親像の問題と深く関わっている。

この二つの宗門改帳から明らかのように、近世の農民たちにとっては、家族のあり方は流動的、親子も血縁のある家族のみが成員であることが稀であった。その状況は、石高が多い上層であろうと無高層であろうと大きな違いはなかった。どの階層の農民にとっても、子育て中の母を亡くすことがありえたから、家族は作り直しながら生活していくものでもいえる家族観念が存在していたと言えるのではなからうか。「家」の継承と存続を望む農民の意志は、継承すべき財産や社会的地位を有する家においてより強く存在し、そのような家では、「家」の継承者としての男子の数を増やさないとという意味で養子が制限されたが、「家」の継承に直接関わらない養女は全ての階層で受け入れられていた。また、無高・零細の農民であるほど、父子家族と母子家族の再婚率が高かった。そこには、親子の血縁を重視するよりも、幼い子を育て上げて生活を続け、生き抜くことを優先させる農民の意志が強く働いているように思われる。彼らにとって、家族は、「維持し続ける」というよりも「何度でも作り直し、新たな成員を迎えては再生する」ものとしてとらえられていたと考えるべきであろう。

そして、富木村にあつてはすでに指摘したとおり、百姓株数の維持が求められて、どの階層の農民に対しても「家」の存続を村として要請する側面を有していた。表6に見られたような村内奉公のシステムは、村としての家数の維持のために「独立」した農民の生活を保障するシステムとして機能していたと言えるであろう。富木村では、地域と個々の「家」が村としてのまとまりをもつてその存続を図り、その継承者を養育していくシステムを維持

していたと言ふことができる。このように、近世の農民達の家の存続は、村全体で支えられる構造を持つことで、村という地域に支えられるという広がりを持つものであった。「家」の存続までもが村の意志に支持されなければならないという側面は個人の意志が最優先されないというマイナス面ではあつても、経営の不安定な下層農民が半数を占める近世社会にあつては、このようにして地域によって「家」が支えられることで「家」の存続が可能となり、家族の再構成も可能となった。同時に、家族の再構成の状況も、その中で行われる育児も地域との深いつながりを有しながらなされていったことは言うまでもないことなのである。

おわりに

本稿では、二冊の宗門改帳の分析を通して、畿内農村の家族や「家」について検討してきた。はじめにでも述べたように、この宗門改帳は、一冊が安政の東南海地震後に作成されたものである。家族構成については、地震被害によって無妻・無夫となった家族は割合として多くはないので、家族が流動的なものであり、再構成されるものとの認識は災害の影響とは考えなくても良いと思われる。ただ、奉公稼ぎの状況として村内からの雇い入れをほとんど〇にするという変化だけは、災害による没落の可能性が高まった下層農民の生活を維持させるための村の方策であつたと理解することも可能である。しかし、その点については、この二冊だけの分析では何とも結論付けることはできない。また、今回指摘した家族の状況なども、地域的な事情等の検討も今回行つてはいないので、今回の結論をどこまで普遍的なものと考えられるかについても確証はない。本稿で指摘した諸点については、さらに富木村の他の時期の宗門改帳を分析する必要があり、また、他の

地域についても同様の分析を行う必要がある。多くの課題を残した形となったが、ともあれ、限られた史料からではあるが、筆者が導き出した農民の家族と「家」について、試論を提示して、本稿を終えることとしたい。

注

1 農民の「家」やライフサイクルについては、大藤修『近世農民家族と家・村・国家』（吉川弘文館、一九九六年）、同『近世村人のライフサイクル』（山川出版社、二〇〇三年）がある。

また、女性の出産・育児などに関する研究では沢山美香子『出産と身体の近世』（勁草書房、一九九八年）、同『性と生殖の近世』（勁草書房、二〇〇五年）をあげることができる。また、育児観については、高橋敏『近世村落生活文化史序説——上野国原之郷村の研究——』（未来社、一九九〇年）や沢山美香子『近代的母親像の形成についての一考察』（『歴史評論』四四三号、一九八七年）がある。

2 拙稿「地域史の叙述と自己形成——和泉国の中盛彬にみる『家』と自己の使命——」（『地域社会とリーダーたち 近世地域史フォーラム3』吉川弘文館、二〇〇六年）

3 安政五年十月朔日付、百姓代と年寄四名から川口役所宛の「乍恐御届奉申上候」では、次のように記され、この騒動が嘉永六年に収束したこと、その後、年寄四名が一年交替で庄屋を務め、（山西）作左衛門が安政五年十一月から一年間庄屋役に就任することが知られる。

乍恐御届奉申上候

泉州大鳥郡 富木村

当村庄屋役之儀、去ル丑十一月中御願奉申上候節、村中一同

惣連印書付を以奉申上候通、年寄四人共壹ヶ年宛順番二庄屋役相勤候積二而、則伊左衛門儀去巳十月朔日と先月晦日迄無故障相勤今朝日と年寄役二相成、庄屋役之儀者今日と来ル未九月晦日迄作左衛門相勤申候間、乍恐御届奉申上候、右御聞置被為成下候ハ者、難有奉存候、以上

安政五年十月朔日

百姓代 伝兵衛

年寄 久之助

同 角右衛門

同 伊左衛門

庄屋 作左衛門

川口

御役所

4 死者数の多さと、それによって没落したと思われる家族も確認されたが、しかし、一方、無妻・無夫家族は、安政元年に妻・夫が死したケースのみではなかったため、家族の問題を考慮するには特に地震被害を中心に検討する必要はないと判断している。しかし、第二章で検討する、百姓株の維持のためと思われる、村落内での奉公稼ぎの状況は、地震被害によって没落の危機を増大させた下層農民に対する上層農民の対応として理解することができるとも思う。しかし、この点も、この時点以前と、以後の宗門改帳の分析を踏まえなければ結論を導くことはできない。

5 本稿で無妻家族や、無夫家族と称するのは、子を有して妻のいない家族と、子を有して夫のいない家族を指している。結婚歴の有無は確認できないので、单身者は除外し、子を有している家族のみを対象としている。

6 注2参照。

7 大藤修前掲書。

8 藪田貫『国訴と百姓一揆の研究』前篇第三章、第四章（校倉書房、一九九二年）

9 沢山美香子前掲書、及び、高橋敏前掲書。

10 すでに触れた、村方騒動の経緯を記した文書において明記された庄屋としてふさわしい人物としては、ある程度以上の持ち高を有し、人格的にも優れ、物事に公平な対処ができ、様々な公文書の作成や帳簿の作成などの事務処理能力にも優れていることが求められていた。当時の村役人が果たしていた役割を考慮すればこれらの要求は妥当な者であると言え、ほぼ特定の家が村役人を継承していたことの多い近世社会にあつては、そのような「家」の継承者には、前述の村民達が求める村役人としての資質——それは、「家」を存続させる資質でもあるが——を教育しておく必要があつたと言えよう。

11 沢山美香子前掲論文。